

## 【議会傍聴用】手話通訳者派遣申し出にかかる留意事項

- (1) 手話通訳を希望される方には、申出書を直接窓口で受け渡しもしくは郵送又はファックスで送付いたします。  
原則、派遣日の10営業日前までに申出書を提出してください。事前に派遣日が分かっている場合は、お早目にお申し出ください。
- (2) このお申し出を受け、相模原市手話通訳者設置・派遣事業実施要綱に基づき、議長が市長に申請しますので、通訳者の派遣可否が判明次第、速やかにご連絡します。
- (3) 他に手話通訳による傍聴希望者がいる場合、合同で通訳することがございますのでご了承ください。
- (4) 本会議場及び委員会室の入退室は自由です。また、当日受付の時点で傍聴人数が定員を超えている場合は、手話通訳者ととともに、その他一般傍聴人と同様の取扱いとします。
- (5) 通訳できる範囲に限りがあるため、通訳する内容については会議の概要となります。